

2024年7月23日

山梨県知事 長崎幸太郎 様  
山梨県県土整備部長 秋山 久 様  
山梨県県土整備部都市計画課長 五味勇樹 様

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線の都市計画原案の  
説明資料の「配慮ポイント」に関する質問書

2023年10月、山梨県は韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線（中部横断自動車道 山梨県側）の都市計画原案を発表しましたが、この原案の説明会で配布された「都市計画原案の説明会」と題する資料について不明な点があります。

この都市計画原案の長坂～長野県境の部分は、国交省が作成し2023年7月19日に山梨県へ提供した「詳細ルート案（事業者案）」を山梨県がそのままコピーして、「韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線の都市計画原案」として公表したものです。このことは2023年に当時の山梨県都市計画課の細田智愁都市企画監も認めているところです。

山梨県が発表した「都市計画原案の説明会」資料の21、22ページには「都市計画（原案）の概要－配慮したポイント」図が掲載されています。国交省が作成し山梨県へ提供した「詳細ルート案（事業者案）」は「平面図、縦断図、標準横断図」の16枚の図面で、その中にはルート決定の際に考慮が求められる「コントロールポイント（配慮ポイント）」の図は含まれていません。

「コントロールポイント（配慮ポイント）」を検討してルート案を決定したのはあくまで国交省ですが、この資料で山梨県は、あたかも自分たちが様々なポイントに配慮してルート案（都市計画原案）を作成したように説明しています。この説明は事実と異なるものです。しかも説明会資料で示された「配慮ポイント」は都市計画原案が示されている地域の実態に基づくものではない箇所が見られます。その結果、当然のごとく住民等から都市計画原案の問題を指摘する意見や原案の変更を求める意見が出されています。

沿線住民の会では7月10日に山梨県都市計画課へこの件について電話で質問を行いました。現在までに回答がありません。

そこで以下文書で質問します。

1. 国交省から、平面図等の 16 枚の図面以外に国交省作成の「コントロールポイント（配慮ポイント）」図の提供を受けていたのですか。
2. そうでなければ、山梨県は「配慮ポイント図」をどうやって作成したのですか。山梨県が国交省から提供されたルート案に、後から「配慮ポイント」を書き込んで作成したのですか。
3. 山梨県が「コントロールポイント（配慮ポイント）」を反映した都市計画原案を作成したのであれば、作成の際に行った現地調査の実施状況、手法や内容、及び「コントロールポイント（配慮ポイント）」を決定した際の考え方、判断基準、評価の過程、更に地域の住民等からの意見聴取と反映した内容等について説明してください。また、その根拠となる資料を明らかにしてください。

この質問へ 7 月 31 日までに書面にて回答するよう申し入れます。

**【連絡先】**

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

連絡担当：佐々木郁子 電話 0551-47-6260